

平成16年11月15日

各位

東京急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 上條 清文
(コード番号 9005 東証第1部)

株式会社東急百貨店
代表者名 取締役社長 水田 寛和
(コード番号 8232 東証第1部)

株式交換契約締結に関するお知らせ

東京急行電鉄株式会社(以下「東京急行電鉄」と)と、株式会社東急百貨店(以下「東急百貨店」と)は、平成16年9月27日付で調印いたしました株式交換に関する覚書に基づき、本日(同年11月15日)開催された両社の取締役会の決議を経て、株式交換契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式交換契約書の主な内容

(1) 方法

東京急行電鉄が東急百貨店の完全親会社となり、東急百貨店が東京急行電鉄の完全子会社となるため、商法第352条から第363条までに定める方法によって株式交換を行います。

(2) 株式交換比率

東京急行電鉄は、株式交換に際して、普通株式36,164,728株を発行し、株式交換の日の前日の最終の東急百貨店の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対し、その所有する東急百貨店の普通株式1株につき東京急行電鉄の普通株式0.32株の割合をもって割当交付いたします。ただし、東京急行電鉄が所有する東急百貨店の株式については、割当交付いたしません。

(3) 増加すべき資本金および資本準備金の額

株式交換により増加すべき東京急行電鉄の資本金および資本準備金の額は、次のとおりといたします。

資本金 資本金の額は増加させません。

資本準備金 株式交換の日に東急百貨店に現存する純資産額に、東急百貨店の発行済株式の総数に対する株式交換により東京急行電鉄に移転する株式の数の割合を乗じた額を増加させるものとします。

(4) 株式交換交付金

株式交換交付金は支払わないものとします。

(5) 株式交換の日前に就任した役員の任期

株式交換の日の前に東京急行電鉄の取締役または監査役に就任した者の任期は、本株式交換契約による株式交換がない場合に在任すべき時までとします。

2. 株式交換の日程

平成16年11月15日 株式交換契約書承認取締役会
平成16年11月15日 株式交換契約書締結
平成17年 1月25日(予定) 株式交換契約書承認臨時株主総会(東急百貨店)
平成17年 4月 1日(予定) 株式交換期日

本株式交換は、東京急行電鉄においては、商法第358条第1項(簡易株式交換)の規定により、株主総会の承認を得ることなく実施します。

以 上

お問い合わせ先

東京急行電鉄株式会社	広報室	TEL 03-3477-6086 (担当) 安田・佐々木
	財務戦略推進本部 連結経営推進部	TEL 03-3477-6168 (担当) 柏崎・松本
株式会社 東急百貨店	広報部	TEL 03-3477-3103 (担当) ^{へいし} 瓶子
	経営管理室	TEL 03-3477-3131 (担当) ^{あめみや} 雨宮